

一般社団法人日本ロボット学会研究会運営基準

2011年11月15日理事会制定

この基準は、本会研究専門委員会規程第8条に関わる研究会として、第I種研究会、第II種研究会の運営基準について定めたものである。

I. 第I種研究会

(目的)

第I種研究会（以下、研究会という）は、本会の基幹分野もしくは地域分野におけるロボット技術の研究成果の発表討論を行い、それらの分野の学術・技術の発展・普及を図ることを目的とする。

(運営)

研究会の運営は、担当する研究専門委員会（以下、委員会という）が行う。

(研究会の名称、開催)

委員会は、原則として年2回程度以上定期的に公開の研究会を主催する。研究会の名称は「日本ロボット学会○○研究会」というように委員会が定め、理事会の承認を得て、開催趣旨、開催日時、会場、題目・発表者等を本会会誌会告欄に掲載する。

また、開催に当たって他学会等との共催や協賛を得て、発表の便宜を計ることができるものとする。この場合、委員長は事前に共催等の条件について協議の上、理事会の承認を得るものとする。共催等依頼は会長名で行う。

(研究会への発表、参加)

会員は、任意の研究会に発表できる。発表希望者は、委員会所定の申し込み方法で幹事宛に申し込む。また会員及び協賛団体の会員は自由に参加できる。開催プログラムの作成、参加受付等の事務は、委員会が行う。発表申し込み費は原則無料とし、参加費は会場費、資料代等の実費のみ徴収できるものとする。特に徴収が必要な場合には理事会の承認を得るものとする。

(研究会資料、著作権)

研究会では、研究会当日までに研究発表資料を作成する。この名称は「○○研究会 ロボット技術研究報告 No.◇（2006年△月）」とし、委員会が定めた価格で発行し頒布できるものとする。著作権は学会に帰属する。

(研究会の運営事務・会計)

研究会の運営に必要な事務、会告原稿の作成、資料の作成・頒布等は、委員会が行う。特に研究会の予算と決算についても委員会が責任をもって行い、毎年度理事会の承認を得るものとする。

II. 第II種研究会

(目的)

第II種研究会（以下、研究会という）は、本会に関わる専門分野に特化した自由な形式の研究集会（討論会、勉強会などのワークショップ、セミナー、新分野を扱うシンポジウムなど）であり、その分野の学術・技術の発展・普及を図ることを目的とする。

(運営)

研究会の運営は、担当する研究専門委員会（以下、委員会という）が行う。

(研究会の名称、開催)

委員会は、随時研究会を主催できる。その名称は委員会でその都度相応しいものを決定し、理事会の承認を得て、開催趣旨、開催日時、会場、内容、発表者等を本会会誌会告欄に掲載する。

また、開催に当たって他学会等との共催や協賛を得る場合、委員長は事前に共催等の条件について協議の上、理事会の承認を得るものとする。共催等依頼は会長名で行う。

(研究会への発表、参加)

本会会員または共催や協賛団体の会員は、研究会へ発表し、自由に参加できる。参加費は会場費、資料代等の実費のみ徴収できるものとするが、それ以外に特に徴収が必要な場合には理事会の承認を得るものとする。

(研究会資料、著作権)

研究会では、必要に応じて研究資料を作成し、委員会で定めた価格で頒布できる。この場合、研究会の発表物の著作権は著者に帰属するものとする。

(研究会の運営事務・会計)

研究会の運営に必要な事務、会告原稿の作成、資料の作成・頒布等は、委員会が行う。特に第II種研究会にあっては、その予算と決算について担当委員会が責任をもって行い、その都度に理事会の承認を得るものとする。

III. 運営基準の改廃

この運営基準の改廃は、企画理事が提案し理事会の承認を得て行う。

附則

1. この運営基準は2011年11月15日より実施する。